

賃貸借契約書 (案)

愛媛県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の内容)

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って庁内LANサーバ機器(以下「物品」という。)の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

2 物品は、別記「機器明細書」に記載のとおりとする。

(物品の納入)

第3条 乙は、物品を令和7年6月30日まで(愛媛県の休日を定める条例(平成元年3月22日条例第3号)第1条に定める日を除く。)の執務時間中に、物品を稼働可能な状態にした上で、別紙「仕様書」に記載の場所に納入しなければならない。

2 前項に要する費用は、乙の負担とする。

(契約期間)

第4条 賃貸借期間は、令和7年7月1日から令和12年6月30日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

(賃貸借料)

第5条 物品の賃貸借料は、月額 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が物品を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃貸借料について、賃貸借期間に1ヶ月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算をするものとし、円未満は切り捨てるものとする。

4 前項の規定による月額賃借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、 とする。

(保守及び点検)

第7条 第5条の賃貸借料には、物品の保守に係る費用を含むものとする。保守サービスの形態はインサイト保守サービスとし、保守サービスの時間帯は原則として平日の勤務時間内(午前8時30分～午後5時15分)とする。ただし、特に緊急を要する場合については、この限りではない。

2 乙は、前項の保守を、機器製造メーカーに委託して行うことができるものとする。委託を受けた機器製造メーカーは、甲の承諾を得た場合に限り再委託することができるものとする。

3 保守サービスは、甲から保守対応依頼を受けた後、保守対応できる技術者が3時間以内に現地で対応するものとする。ただし、担当職員から指示がある場合については、この限りではない。

(賃貸借料の支払い)

第8条 乙は、甲の使用した賃貸借料を四半期毎に取りまとめ、当該四半期の翌月10日までに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に賃借料を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(物品の使用及び管理)

第 10 条 甲は、物品の使用及び管理については、善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 乙(乙の社員及び乙の指定する者を含む。)は、機器の設置場所に立ち入って得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならないほか、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

3 乙は、第 1 項の秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

(保険)

第 12 条 乙は、機器の賃貸借期間中、乙の名義で機器に保険を付さなければならない。

2 機器に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受け取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 機器の復元又は修理若しくは同種機器への交換。

(2) 保険事故により第三者に与えた損害に対する保障

(瑕疵)

第 13 条 乙は、物品の貸付中であっても、その瑕疵については、随時情報提供を行うとともに、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、この契約の定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当な金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 甲が自己の責めに帰すべき理由により、物品を滅失又は使用不能(修理不可能)の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。

(3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。

(4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。

(5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

(6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、賃貸借料の 10 分の 1 の額を違約金として乙から徴収するものとする。

3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

4 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受ける利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する賃借料を乙に支払うものとする。

5 乙は、第 1 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第 16 条 甲は、乙(第 3 号及び第 4 号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)

を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第17条 甲は、第15条第1項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(乙の解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第19条 乙は、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃借料の10分の1に相当する額を支払わなければならない。賃貸借契約が満了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1) 第16条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。

(物品の返還)

第20条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物品を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、その限りではない。

2 機器返還時には、ハードディスク内に保存された電子データをデータ消去ソフトにより完全消去するなど、情報漏洩防止のための万全の措置をとること。

3 物品返還時の撤去に関する全ての費用は、乙の負担とする。

(権利の譲渡)

第21条 乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(物品の移動)

第24条 甲は、物品を設置場所から移転する必要があるときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

(協議)

第25条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めない事項についてはその都度、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印して、各自1通を保有する。

令和 7年 月 日

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

甲 愛 媛 県 知 事

中村 時広

